

鹿児島県建設部長等優良工事奨励賞実施要領

（表彰の目的）

第1条 鹿児島県土木部が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、優秀な工事を施工した企業を表彰し、技術の進歩向上・社会的評価を高めるとともに、地域の工事に従事する建設技術者及び企業の誇りや意欲の増進を図ることを目的とする。

（表彰の種類及び対象工事）

第2条 「鹿児島県工事成績評定要領」第2条に定める評定の対象で、表彰を実施する年度の前年度に完成した工事のうち、優秀な成績で工事を完成させるとともに、他の工事の模範となり今後の活躍が期待される企業を表彰する。また、表彰の種類及び対象となる工事は、次の各号（以下「優良工事奨励賞」という。）のとおりとする。

1 優良土木工事奨励賞

各地域振興局建設部及び各支庁建設部において発注された土木関連工事において、

- ①土木一式工事において格付け区分A等級以外の企業が完成させた工事
- ②舗装工事
- ③とび・土工・コンクリート工事
- ④その他の工事（建設業の許可業種（29業種）のうち、土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事を除く25業種の建設工事）の4区分。

2 優良建築工事奨励賞

土木部建築課、各地域振興局建設部及び各支庁建設部において発注された建築関連工事において、

- ① 建築一式工事において設計金額6千万円未満の工事
- ②電気工事において格付け区分A等級以外の企業が完成させた工事
- ③管工事において格付け区分A等級以外の企業が完成させた工事
- ④その他の工事（建設業の許可業種（29業種）のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事を除く25業種の建設工事）の4区分。

（被表彰者の選考）

第3条 土木部建築課、各地域振興局建設部及び各支庁建設部は、優良工事奨励賞を授与することが適当であると認められる工事について、優良工事奨励賞選考調書（別記第1号様式）を作成する。

- 2 土木部建築課長，各地域振興局建設部長及び各支庁建設部長は，別表 1 に掲げる者で構成する「優良工事奨励賞審査委員会」において，選考基準に基づき選考し，表彰する企業を決定する。
- 3 前項の規定に基づき選考された者が，表彰までの間に建設業法等の違反による行政処分等を受けることが判明した場合は，当該選考を取り消すことができる。
- 4 委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 委員に事故があるとき，又は委員が欠けたときは，委員長は，あらかじめその指名した者を委員代理として委員会に出席させることができる。

（事務局）

第 4 条 本表彰の事務局は，土木部建築課，各地域振興局建設部及び各支庁建設部に置く。

（表彰の回数と時期）

第 5 条 表彰は，原則年 1 回とし，表彰の時期は，建設部長等が決定する。
ただし，表彰回数は，必要に応じ建設部長等が増やすことができる。

（雑則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか，表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。
第 7 条 この要領に改定等の必要が生じた場合は，鹿児島県土木部優良工事等表彰実施要領第 4 条に定める鹿児島県土木部優良工事等表彰審査委員会の議を経て，決定するものとする。

付則
この要領は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は，令和 7 年 1 0 月 8 日から施行する。

（別表 1）
優良工事奨励賞審査委員会

土木 及び 建築 ①④	各地域振興局 (支庁)建設部	委員長：各地域振興局（支庁）建設部長 委 員：課長，支所長，参事，支庁各事務所建設課長， 技術補佐，係長等
建築 ②③	建築課	委員長：建築課長 委 員：室長，設備対策監，技術補佐，関係係長

優良工事奨励賞選考調書

別記第 1 号様式

主務課		業種		格付		工事成績評定点	
施 工 業 者 名				主任(監理)技術者		年齢	
工 事 名				現場代理人		年齢	
工 事 箇 所				契 約 金 額			
工 事 概 要				工 期			
				総括監督員			
				監 督 員			

推薦理由

工事写真等

過去 1 年以内の工事成績表定点の 65 点未満の有無

過去 3 年以内の建設業法等の違反，指名停止等の処分の有無

有 無

有 無